

コロナウィルス感染拡大防止のための

ベースキャンプ愛甲の取り組みについて

ベースキャンプ愛甲では、コロナウィルス感染対策として、順次必要な内容を検証しながら、令和2年4月17日現在、以下の対策に取り組んでいます。日々変わっていく状況をタイムリーにとらえ、今後ご利用者様の安全を第一に対策をすすめて参ります。

- ①（施設環境）次亜塩素酸水による空間洗浄を常時稼働（平常時より通年実施中）
※アクアウィッシュ
- ②（職員）介助前後の手洗いと手指消毒の徹底
- ③（施設環境）利用者が活動するフロアの1時間ごとから常時換気の徹底
- ④（利用者）送迎車乗車前の検温実施（37.5° 以上の場合は、利用をお断りする）
- ⑤（職員）職員出勤時の体温測定の実施（出勤時、当日朝測定の体温をチェック表に標記）
- ⑥（職員）37.5° 以上の場合、停止（出勤後の場合は、その場で退勤指示）
勤務復帰は、解熱後 24 時間経過後からとする
- ⑦（共通）職員のマスク着用による支援の徹底
利用者へのマスク着用をお願い
- ⑧（施設環境）来客者の検温・記名・マスク・手袋着用の徹底
（37.5° 以上の場合は、入館をお断りする）
- ⑨（施設環境）業者の方の対応は、入館を避け玄関を基本とする
- ⑩（施設環境）来客者の制限：期間をずらせる方には、ずらしてもら
見学者や新規受け付けも中断する
- ⑪（利用者）37.0° ~37.4° の測定で送迎車乗車し来所された場合
到着時再測定+1 時間以内再測定+状況によっては、昼食後再測定による状態
把握（37.5° 以上の測定がされた場合には、別室移動し帰宅調整し早退対応）
- ⑫（利用者サービス内容）パン販売・ボランティア来所の中止
- ⑬（利用者サービス内容）外出・レクリエーション・行事などの中止
- ⑭（施設環境）送迎車運行中の換気（窓を開ける）、使用時の消毒実施（車のドアノブ・手すり・ハンドル・各レバー・スイッチ・シートベルトの金具など）
- ⑮（職員）同居する家族等に体調不良がある中、出勤する場合のルール作り
（出勤職員には、家族等の体調不良が改善するまで、1 日 3 回の検温実施と報告の義務付け 等）

- ⑯（職員）運営会議・利用者検討会議・内部研修・外部研修 等の中止
- ⑰（施設環境）1日4回（2時間おき）の施設内消毒の実施（9時・11時・13時・15時）
（スイッチ、手すり、ドアノブ・トイレ周辺環境・水回り周辺環境・リモコン・
ナースコール・テーブル・椅子・電話 等）
- ⑱（利用者）車いすの消毒（随時）
- ⑲（職員）勤務時間以外の行動の自粛と自製の要請
（不要不急の外出を避ける。密集・密着・密接の場を避ける。 等）
- ⑳（職員）18時以降の残業は控える。
- ㉑（施設環境）キッチン入口及び小窓（受け渡し窓）に飛沫防止のビニールカーテン設置
- ㉒（施設環境：事業）訪問介護事業の事務所を一時的にベースキャンプ愛甲内から本社に移転
（電話番号・運営時間や稼働状況は変わらず実施）
- ㉓（職員）4月20日より、非常勤職員の職場への出勤を抑制し、可能な限りの在宅勤務を
実施している。

<5月7日～5月31日までの追加対策>

①ご利用者の受け入れについて

不特定多数との接触状況を避けた環境を施設内に確保するために、通院や私用によりご自宅から施設以外の場所（病院や銀行・買い物など）を経由しての遅刻通所のご利用を控えていただきます。

5月末日までは、施設への通所はご自宅からのご家族による自主送迎または施設の送迎車での通所に限らせていただきます。

②施設各フロア内でのご利用者様の過ごし方について

活動スペースの広さやご利用人数にもよりますが、各フロア内ではできる限り対面での座席配置ではなく、横並びの座席配置により対応させていただきます。

尚、今後職員等感染するなどがあった場合には、神奈川県及び厚木市保健福祉事務所の指導に従い対応してまいります。

この対応は、国による緊急事態宣言期間及び感染収束宣言まで継続します。